

平成27年

成人式

自己を見つめる

1月11日、「平成27年成人式典」が歌舞伎文化公園ふるさと会館で行われました。平成6年4月2日から平成7年4月1日に生まれた今年の新成人176人が出席しました。

式典では成人者が一人ずつ紹介されたあと、久保町長から新成人へ「人は皆、誰かのお世話になっている。それに気づき、

常に感謝する気持ちを忘れずに、これからを過ごして欲しい」との思いを込めた『自己を見つめる』の言葉が贈られました。

新成人を代表し原田敬也さんが「皆が笑顔で暮らせる世界を自分たちの手で創っていくために、自分の意思をしっかりと持ち、表現・実行していく努力を惜しみません」と述べ、続いて大柴葵さんは「皆さまのおかげでこの良き日が迎えられたということとを強く胸に刻み、今後は社会に、そしてふるさと市川三郷町に貢献できるよう努力していく」と誓いの言葉を述べました。(写真・上) また、松下翔さんと依田梨里さんが、町からの記念品を受け取りました。

式典後、晴れ着姿の新成人たちは、あちらこちらで記念撮影や恩師との再会、思い出話に花を咲かせていました。(写真・下)



消防団員各種表彰者 (順不同・敬称略)

平成 27 年 出初式

■山梨県消防協会長表彰

《甲種功労章》

渡辺 孝、芦沢孝一

《乙種功労章》

池田 猛、石原仁志、八木敬一郎、石川伸也
塩島孝典、小沢 崇、横田一也、長田良一
羽田猛彦、小林茂広、遠藤勝彦、米山良広
笠井琢実、渡辺 豪

■山梨県峡南地域県民センター所長表彰

望月勇雄、渡辺清光、今村武史、佐野勝也

■峡南広域行政組合消防本部消防長表彰

関部喜彦、小林千弘

■山梨県消防協会峡南支部長表彰

佐野未樹、小林直樹、土橋邦利、石原保志
伊藤広文、遠藤恭布、河野 正、丸山一洋
笠井勇輝、望月和宏、望月 司、望月真幸
斉藤貴英、相沢 強

■鯉沢警察署長表彰

《防犯功労》

新津敏信、塩島福一、依田俊成、切金孝哲
丹沢秀彦、村松 正

■市川三郷町長表彰

《35 年勤続功労章》 渡邊 覚、関部喜彦

《30 年勤続功労章》 芦沢正和、渡辺 孝

前嶋 亨、前嶋一哉

《25 年勤続功労章》

望月勇雄、桐原直喜、望月幸治、池川栄三

伊藤 誠、長田英紀、小林直樹

《20 年勤続功労章》

立川茂春、佐野俊人、佐野孝之、池川耕一

加藤武師、小林 博、芦澤洋至

《15 年勤続功労章》

葉袋広和、窪田幸一、塩島浩志、水上浩一

渡辺貴彦、一瀬大輔、坂本卓也、遠藤直樹

佐野勝也、望月直人、望月宏直、小林栄一

望月政雄、渡辺 稔

■市川三郷町消防団長表彰

《10 年勤続功労章》

小林直樹、丹澤浩平、塩島福一、塩島 実

長田浩一、松永正幸、岸本智成、石原一彦

岩崎 涼、深沢厚二、平岡正史、内田千章

水野秀康、笠井勇輝、渡辺宏幸

《団体》

第 7 分団、第 8 分団、第 12 分団

■退職消防団員報償

《消防庁長官表彰・銀杯 1 号》

渡邊好一郎

《消防庁長官表彰・銀杯 2 号》

石原 旭、森田 敦、遠藤 学、河西邦明

望月香滋、上田浩司

新春を飾る消防団出初式が、1 月 4 日に市川大門町民グラウンドで行われました。当日は風もなく穏やかな天気のもと、消防団員と女性消防隊あわせて 420 人、車両 31 台がその陣容を披露しました。式典では優良消防団員の表彰や機械器具点検、ポンプ操法の披露が行われ、防災に対する士気を高めました。消防団は今年も、地域住民が安心して暮らせるように厳しい訓練に励みます。



▲山梨県消防協会長表彰者 代表 渡辺 孝



▲県民センター所長表彰者 代表 望月勇雄



▲消防本部消防長表彰者 代表 関部喜彦



▲県消防協会峡南支部長表彰者 代表 望月真幸



▲鯉沢警察署長表彰者 代表 塩島福一



▲市川三郷町長表彰者 代表 渡邊 覚

税の申告は正しくお早めに！

子育て老後も安心の
社会を作る大事な税金

申告受付期間

2月16日～3月16日

「親子で考える税に関する標語」
鯉沢税務署長賞 久保樹聖さん(市川小)の作品

町からのお願い

申告期間中は、町の申告会場は大変混雑します。申告の待ち時間を短縮するため、土地・建物及び株式等の譲渡所得のある方は、税務署の申告会場で相談をお願いします。

申告会場に

お越しの前に！

申告相談には、毎年たくさんの方が訪れ大変混雑します。待ち時間を少なくし皆さんが効率的に相談を受けられるよう、次のものをご用意下さい。

- 印鑑(認印可)
- 本人の預金通帳の口座番号が分かるもの(所得税が還付される場合に必要)
- 昨年確定申告をされた方はその控え
- 給与や年金を受給している方は、その「源泉徴収票」
- 各種保険に加入している方は「掛け金の払い込み証明書(控除証明書)」
- 国民年金の掛け金がある方は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」またはその領収書
- 本人または扶養親族に障害者の方がいる場合は、障害者手帳の写し
- 学生の場合は学生証もしくは在学証明書の写し
- 商売や事業、農業を営んでいる方は、収入・支出の内訳を項目別に計算した「収支内訳書」
- ※減価償却費の計算(取得価格や取得年月日など)を事前に作成しておく
- 住宅ローン控除を受ける方は、売買(請負)契約書、住宅の登記簿謄本、住宅取得資金にかかる借入金の年末残高証明書、借入をしている方の住民票
- 医療費控除を受ける方は、支出医療費を証明する領収書。また分娩費、高額医療費、健康保険などから医療費を補てんする給付金があるときはその明細書
- ※事前に領収書を個人ごと、病院・薬局ごとにまとめて計算をしておく

所得税の確定申告

が必要な方

- 税務署から「確定申告書」が送付された方
- 土地・建物の譲渡や交換をされた方(土地収用事業を含む)

【事業所得や不動産所得などがある場合】

▽1年間の所得金額の合計額が、所得控除の合計を超える方

【サラリーマンの場合】

▽給与所得や退職所得以外の所得合計が、20万円を超える方

▽給与を2カ所以上からもらっている方

▽年末調整で、保険料や扶養などの控除を忘れた方

このほかに、次のような場合は、確定申告をすると、所得税が還付されることがあります。

▽マイホームをローンで取得したとき

▽多額の医療費を支払ったとき

▽年の途中で退職し再就職していないとき

※所得税の確定申告は、町県民税の申告も兼ねています。所得税の確定申告をされた方は、町県民税の申告は必要ありません。

※公的年金収入が400万以下で、公的年金以外の所得金額が20万円以下の場合は、確定申告をする必要はありません。

(その場合でも町県民税の申告は必要です)

町県民税の申告

が必要な方

- お手元に「町民税・県民税・国民健康保険税申告書」(青字で印刷)が送付された方

※申告書が送付されない方でも、申告が必要な方は、町税務課までご連絡下さい

- 国民健康保険に加入されている方

- 収入がなかった方も必ず提出して下さい

税理士による無料申告相談

【日時】 **2月4日(水)**

午前10時～正午 / 午後1時～4時

【場所】 町役場本庁舎1階大会議室

【相談内容】 小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税のアドバイス

※申告書の提出のみの方は、税務署か郵送にて提出して下さい。

※土地、建物及び株式などの譲渡所得のある場合は、ご遠慮下さい。

※混雑する場合には、受付を早めに締め切ることがあります。

※お越しいただく場合は、印鑑、源泉徴収票など必要書類をご持参下さい。

☎ 鯉沢税務署 ☎ 0556-22-3191 内線 20

甲府税務署では、

閉庁日の 2/22 日 と 3/1 日は

開庁日対応をします

※鯉沢税務署管内の方について、申告相談・用紙の請求はできますが、提出は鯉沢税務署になります。

◎所得税の確定申告書は

ホームページをご利用下さい

国税庁 ▶ <http://www.nta.go.jp>

◎税に関する質問にコンピューターがお答えします

タックスアンサー ▶ <http://www.taxanswer.nta.go.jp>

平成 26 年分の申告書提出期限及び納税期限

税 目	申告書提出期限及び納税期限
申告所得税及び復興特別所得税	3月16日(月)
消費税及び地方消費税 (個人事業者)	3月31日(火)
贈 与 税	3月16日(月)

【問い合わせ】

【所得税】 鯉沢税務署 ☎ 0556-22-3191

【町県民税】 町税務課住民税係 ☎ 055-272-1104

町の申告相談会

2月16日(月)～3月16日(月)

土日及び祝日はお休みします

●土地・建物及び株式等譲渡所得のある方の相談は、町相談会で受付できませんので税務署へお願いします

●2月27日(金)及び3月6日(金)は、都合によりお休みさせていただきます

【場所】 町役場本庁舎1階大会議室

【受付時間】 午前9時30分～11時30分

午後1時00分～ 3時30分

※受付時間以外は相談会場に入れません。会場前のロビーでお待ち下さい

※相談会場では、先着順にご案内しますが、相談内容により順番が変わる場合があります

※混雑時には長時間お待ちいただく場合があります

※申告書の提出のみの場合は税務課窓口、各支所の住民サービス係窓口で期間中、随時受け付けます

※申告相談は、本庁舎の相談会場のみとなります

所得税・個人消費税・贈与税の 確定申告書作成会場開設

2月12日(木)～3月31日(火)

土日及び祝日はお休みします

【場所】 鯉沢税務署

【受付時間】 午前8時30分から

(提出は午後5時まで)

【相談時間】 午前9時から午後5時まで

※確定申告書作成のために来署される場合は、上記期間にお越し下さい

※会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべく早めにお越し下さい

※申告書作成のアドバイスを希望される方は、印鑑、源泉徴収票などの必要書類をご持参下さい

※前年の申告書などの「控」が、作成の際の参考となりますので、ご持参下さい

※医療費控除の医療費の領収書については、事前に集計のうえご来署下さい

※事業所得や不動産所得がある方は、事前に売上・仕入・経費の集計のうえご来署下さい



地域の防災力を高めよう

大規模災害が発生すると、公助となる町や消防などの救援活動は限界を超えてしまいます。まずは自助として自分自身の命と身を守る行動が最も大切ですが、地域で相互に助け合う『共助』が非常に重要となります。

その共助の部分で重要な役割を担うのが、各地域の自主防災組織です。地域のことを熟知している組織だからこそ取り組むことができる活動があり、その役割には大きな期待が寄せられます。

■実情にあった自主防災組織を

自主防災組織は、各地区単位で自主的に防災活動を行う組織です。日常の活動では、防災訓練、防災資機材の備蓄や点検、防災知識の普及や啓発などの活動を行います。

また災害時には、初期消火、住

民の避難誘導、負傷者や要援護者の救出・救助、情報収集や伝達、給食や給水活動などを展開します。地区をよく理解している自主防災組織だからこそ、実情にあった救助活動を行うことができるのです。

■災害時には共助が大切

大規模な災害が発生した場合は、電話や電気、水道、ガスなどのライフラインが寸断されたり、道路などの乱れにより町・消防などが、すぐに駆けつけられない事態も想定されます。その時こそ地域の自主防災力・活動が力を発揮します。地域のみならず共々に助け合い、協力し合うことで被害が最小限にすることができます。

■自主防災活動を強化

結成するために：

近年は、各地で従前の想定を超える災害が発生している中、災害時の人的被害の拡大を未然に防ぐため、より一層の自主防災組織の充実・強化が必要となります。

県では、今後起こりうる災害に備え、地域防災力の要となる自主防災組織の底上げを図り、県全体の防災力を高めていく必要があるため次の事業を平成28年度まで事業を行っています。

《事業名》

自主防災組織・活性化特別推進事業

《事業内容》

自主防災組織の活性化及び市町村の指導力の強化を図るため、県内の優れた防災アドバイザー等で構成した支援チームを各市町村の自主防災組織に派遣し、実効性のある研修・実働訓練などを行い、支援状況を取りまとめた事例集を作成し、県内の自主防災組織に配布するなど、その波及効果として、自主防災組織全体の底上げを図り防災力を高めていく事業。

《主な支援メニュー》

- ・防災マップ作成
- ・地域フィールドワーク調査
- ・災害図上訓練
- ・自主防災組織、活動計画の作成支援
- ※支援の日数は1日

《事業スケジュール》

- 7月 支援地域の推薦
- 8月 支援地域の選定
- 翌年1月 支援事業の実施
- 3月 取りまとめ



自分の身は自分で守る『自助』、お互いに助け合って守る『共助』、町や消防（団）などによる『公助』、この3つが重なりはじめて防災の力が発揮されます。

災害時に、まず頼りになるのは地域の力です。いざというときに備えて、地域の防災力を高めましょつ。

自主防災組織の強化、これから自主防災組織を結成したい地域の方は、ぜひ本事業を活用していただき組織の活動や計画にお役立て下さい。



おめでとう
おくやみ

12月
届出分
(敬称略)

※本人・ご家族の申し出があったもののみ掲載

誕生

元気に育つてね

氏名 届出人 地域

星野 巴都 賀央 大塚

土橋 雄翔 朝和 大塚

渡邊 晴 祐樹 市川大門

荒木 幸永 秀幸 市川大門

望月 竜翔 翔 山保

結婚

すばらしいご家庭を

両人の氏名

松山 誠也 田中美由紀

村松 裕貴 伊藤ひとみ

水上 祐太 塩島みちる

一瀬 信 齊藤 名澄

渡邊 新野 依田みづき

死亡

お悔やみ申しあげます

氏名 届出人 地域

※地域名は亡くなった方の最終住所地です

丹沢 邦男 憲子 上野

有泉 博 久上 野

PICK UP



POINT!

国民年金は、老後の生活や、事故・病気により障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときなどいざという時の生活を、社会全体で支えようという考えで作られた仕組みです。

将来の大きな支え

国民年金は 20 歳から 60 歳までの方が加入します。国の運営で安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

老後のためだけではない

国民年金には老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合にその加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。

猶予制度もあります

学生納付特例制度

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定以下の場合、保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は、学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校などに在学する方です。

若年者納付猶予制度

学生でない 30 歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

【問い合わせ】

竜王年金事務所 ☎ 055-278-1100

町町民課国保年金係 ☎ 055-272-1105

20歳になったら国民年金

～新成人のみなさんへ～

「ファミリーサポート市川三郷」では、地域の子育てにお力をお寄せいただける方を募集しています。
子育てサポーターは次のような活動を行い、子育て家庭の手助けをします。
*有償ボランティアです

子育てサポーター養成講座

■早出や残業のとき、保育園（学童保育）への送迎と預かり
■習い事への送迎
■冠婚葬祭や各行事のときの預かりなど

子育てサポーターになるためには養成講座（原則全日程参加）を受けていただくことになります。

【養成講座の日程】

2/18 午前9時～4時30分

2/19 午前9時～正午

2/28 午後1時30分～午後4時45分

【問い合わせ・申し込み】

ファミリーサポート市川三郷

☎ 080 (5685) 1152

町いきいき健康課子育て支援係

☎ 0556 (32) 2114

渡邊 龍平	秋山 眞	太田つる代	遠藤 優	小尾美知子	金丸 徳則	村松 勝	一瀬 彦六	鈴木 健司	松野 幸松	長田 重子	内藤 操	佐野 武男	古宮 文子	伊藤三千雄	河西 利治	渡邊 忠雄	武井マサ子	深澤 武芳	望月 清	深澤 稔	中澤 一子	塩澤 四乃	渡邊 ふか志
正 正	正 明	久 光	優 志	遠藤清美	幸 男	満 子	澄 夫	典 子	幸 司	良 一	きみ子	晃	相 明	徳 江	厚	伸 一	達 郎	進	友 貴	浩	嘉 明	好 光	文 雄
大 塚	下九一色	市川大門	市川大門	市川大門	市川大門	市川大門	市川大門	市川大門	市川大門	市川大門	市川大門	市川大門	大 同	岩 間	岩 間	岩 間	岩 間	岩 間	楠 甫	楠 甫	宮 原	葛 籠	五 八